

細 則《慶 祝 金 規 約 □

(目 的)

第 1 条 会員の慶祝に対しては、この規約により慶祝金を贈呈する。

(範 囲)

第 2 条 この規約の対象者の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該稲荷台 3 丁目に居住する会員及び同居の親族。
- (2) 前項以外の会員で町内会費を納入している会員。

(名 義)

第 3 条 この規約により贈呈する慶祝金は、全て「佐倉市稲荷台 3 丁目町内会」名義とする。

(慶祝金)

第 4 条 慶祝金は次のとおり贈呈する。

- (1) 新生児の誕生時
- (2) 小学校入学時
- (3) 小学校卒業時
- (4) 慶祝金は 5、000 円とする。

(適 用)

第 5 条 この規約を適用する場合は、理事の申し出により会長が承認の上行うものとする。

(改 廃)

第 6 条 この規約の改正は理事会の決議によるものとする。

(本細則適用日)

第 7 条 この規約は、平成 31 年 4 月 1 日より実施する。